

2023年9月28日(木)
2023年度認知症地域人材育成推進事業
認知症高齢者等行方不明者見守りネットワークの強化に係る研修会

認知症施策と見守りネットワークに 関する調査結果



愛知県福祉局高齢福祉課
地域包括ケア・認知症施策推進室
認知症施策推進グループ



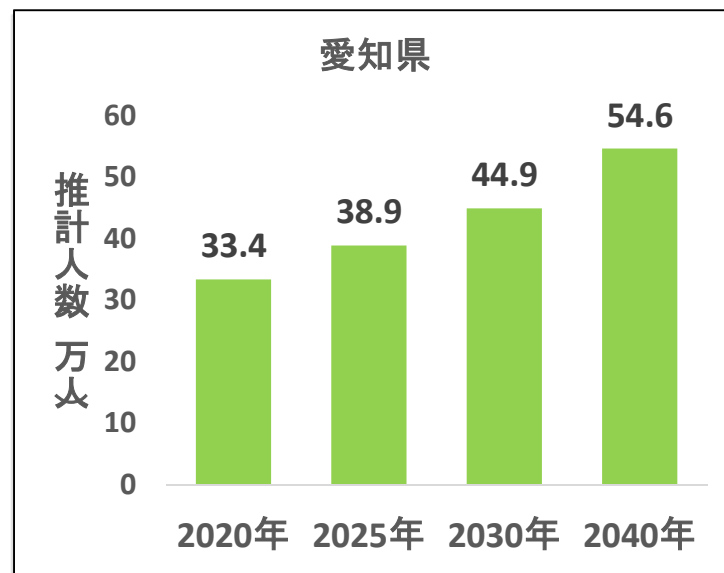
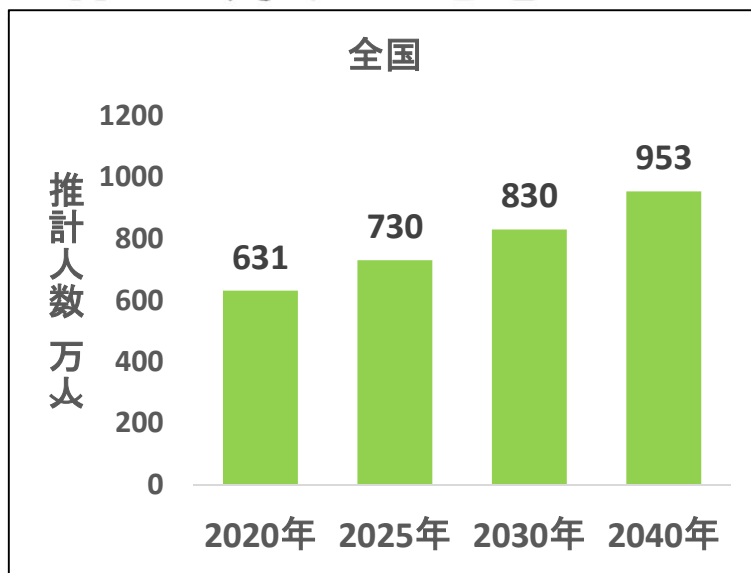
認知症の人の将来推計

○高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加の見込み

2040年に認知症の人は65歳以上の約4人に1人へ

認知症高齢者数の推計 全国約953万人 愛知県約54.6万人

○認知症高齢者の急増



認知症は、
誰もがなる
可能性がある
ある
身近な病気

(注) 全国:「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」による速報値。糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合。(平成27(2015)年1月27日厚生労働省老健局公表)、愛知県:「愛知県の将来推計人口(65歳以上)」に上記研究による有病率(糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合)を乗じて算出



共生社会の実現を推進するための認知症基本法（2023年6月）

目的

人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進
⇒認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ
支え合いながら共生する活力ある社会（=共生社会）の実現を推進

基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（2023年6月）

国・地方公共団体等の責務等

- 国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。
 - 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。
 - 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力し、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努める。
- ※その他政府の責務、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

認知症施策推進基本計画等

- 政府は、認知症施策推進基本計画を策定
(認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。)
- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定
(認知症の人及び家族等の意見を聴く。)(努力義務)

基本的施策

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（2023年6月）

第3章 基本的施策

（認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進）

第十五条 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

認知症施策推進大綱（2019年6月）

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進 等

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

認知症施策推進大綱の見守りネットワークに関する内容

【内容】

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

(1) 「認知症バリアフリー」の推進

⑤ 地域支援体制の強化

- 認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見・保護ができるよう、既存の検索システムを把握し、広域検索時の連携体制を構築するとともに、連携ネットワークづくりやICTを活用した検索システムの普及を図る。

行方不明者については、引き続き厚生労働省ホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方自治体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるようにする。

【KPI／目標】

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- 市町村の圏域を超えても対応できる見守りネットワークを構築

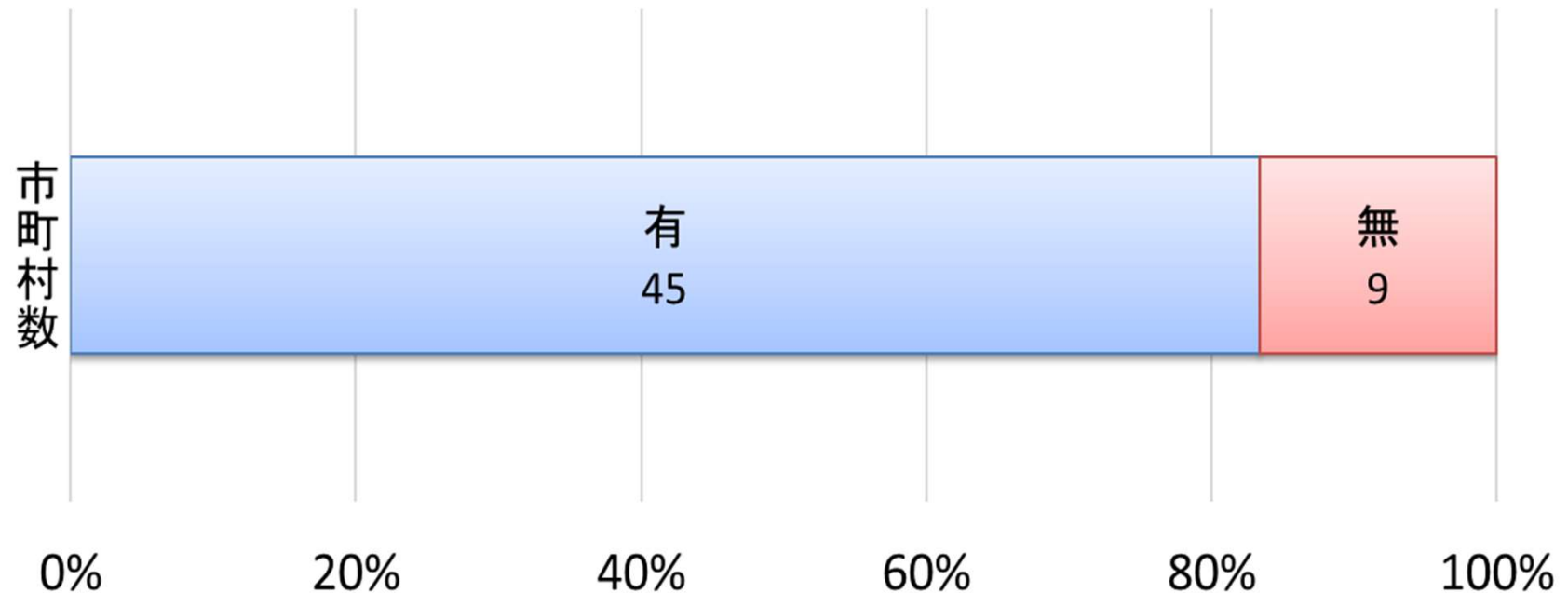
2023年度市町村における認知症高齢者等の行方不明対策に関する調査

調査時期 : 2023年6月

調査対象機関 : 県内54市町村

市町村における認知症高齢者等行方不明者の有無

認知症高齢者等行方不明者の有無(2022年度)



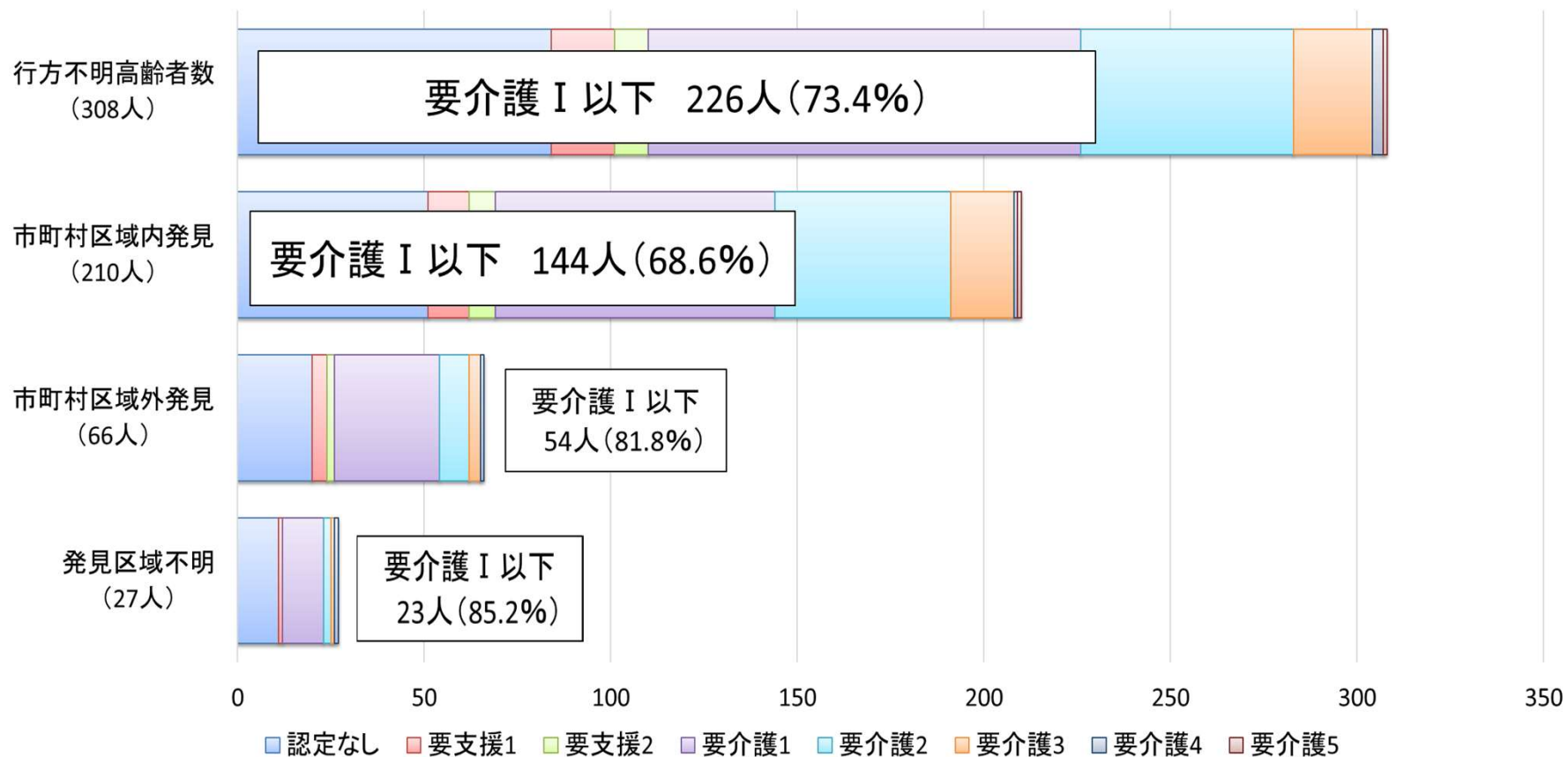
認知症高齢者等行方不明者の発見場所・要介護認定状況

2022年度認知症高齢者等行方不明者の発見場所・要介護認定状況(45市町村)

発見場所	要介護認定度									2022年度 実人員 (人)	2022年度 延発見者数 (人)
	認定なし	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明		
行方不明高齢者数	84	17	9	116	57	21	3	1	380	688	747
	12.2%	2.5%	1.3%	16.9%	8.3%	3.1%	0.4%	0.1%	55.2%	100%	100%
市町村区域内発見	51	11	7	75	47	17	1	1	299	509	560
	10.0%	2.2%	1.4%	14.7%	9.2%	3.3%	0.2%	0.2%	58.7%	74.0%	75.0%
(うち死亡者)	6	1	0	1	0	3	0	0	11	22	
市町村区域外発見	20	4	2	28	8	3	1	0	70	136	148
	14.7%	2.9%	1.5%	20.6%	5.9%	2.2%	0.7%	0.0%	51.5%	19.8%	19.8%
(うち死亡者)	1	1	1	0	0	0	0	0	3	6	
発見区域不明	11	1	0	11	2	1	1	0	8	35	39
	31.4%	2.9%	0.0%	31.4%	5.7%	2.9%	2.9%	0.0%	22.9%	5.1%	5.2%
未発見数	2	1	0	2	0	0	0	0	3	8	
	25.0%	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	1.2%	

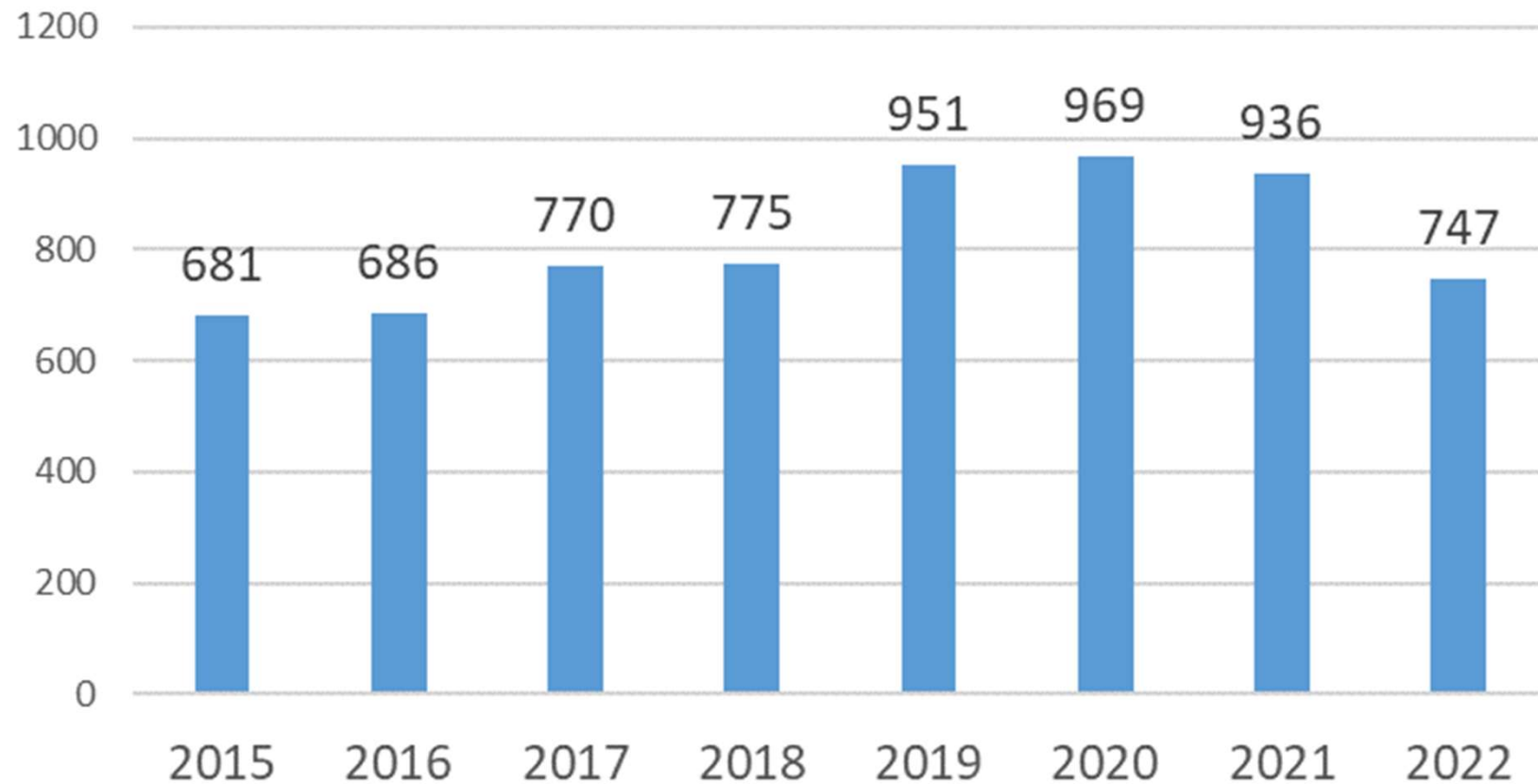
認知症高齢者等行方不明者の発見場所・要介護認定状況

2022年度認知症行方不明高齢者の発見場所・要介護認定状況
(要介護認定不明者を除く N=308人)



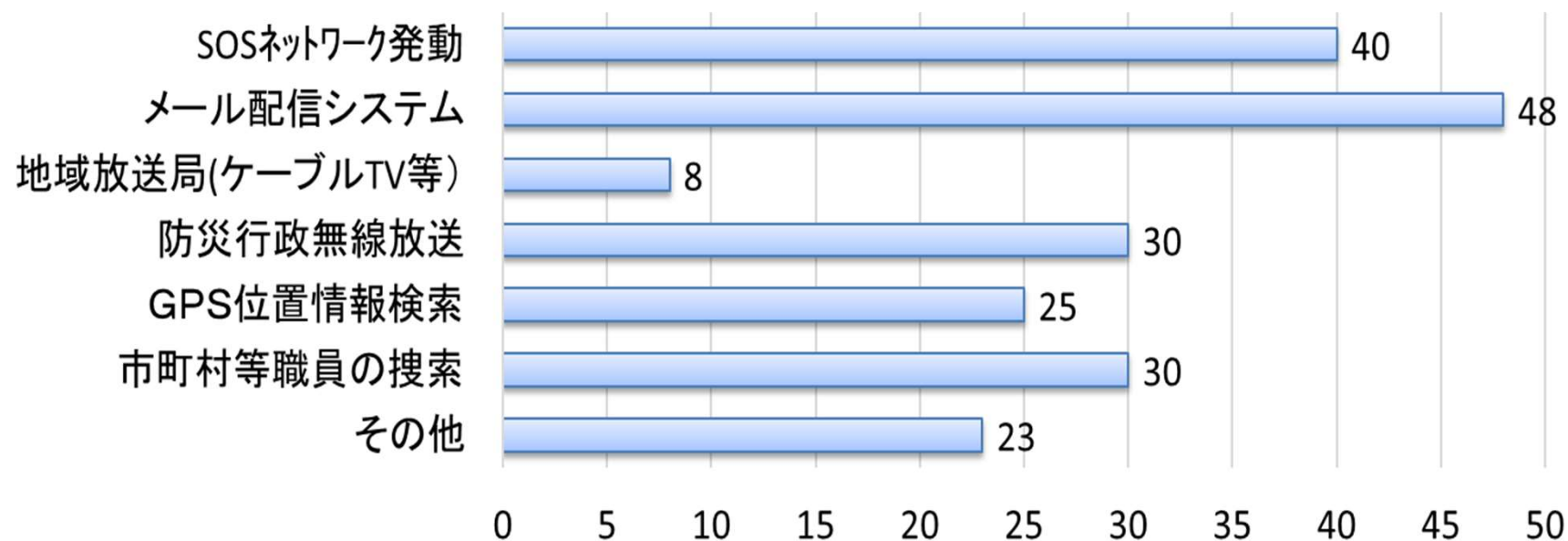
認知症高齢者等行方不明者数の経年変化

認知症高齢者等行方不明者 延人数(人)



とり得る認知症高齢者等行方不明者の搜索手段

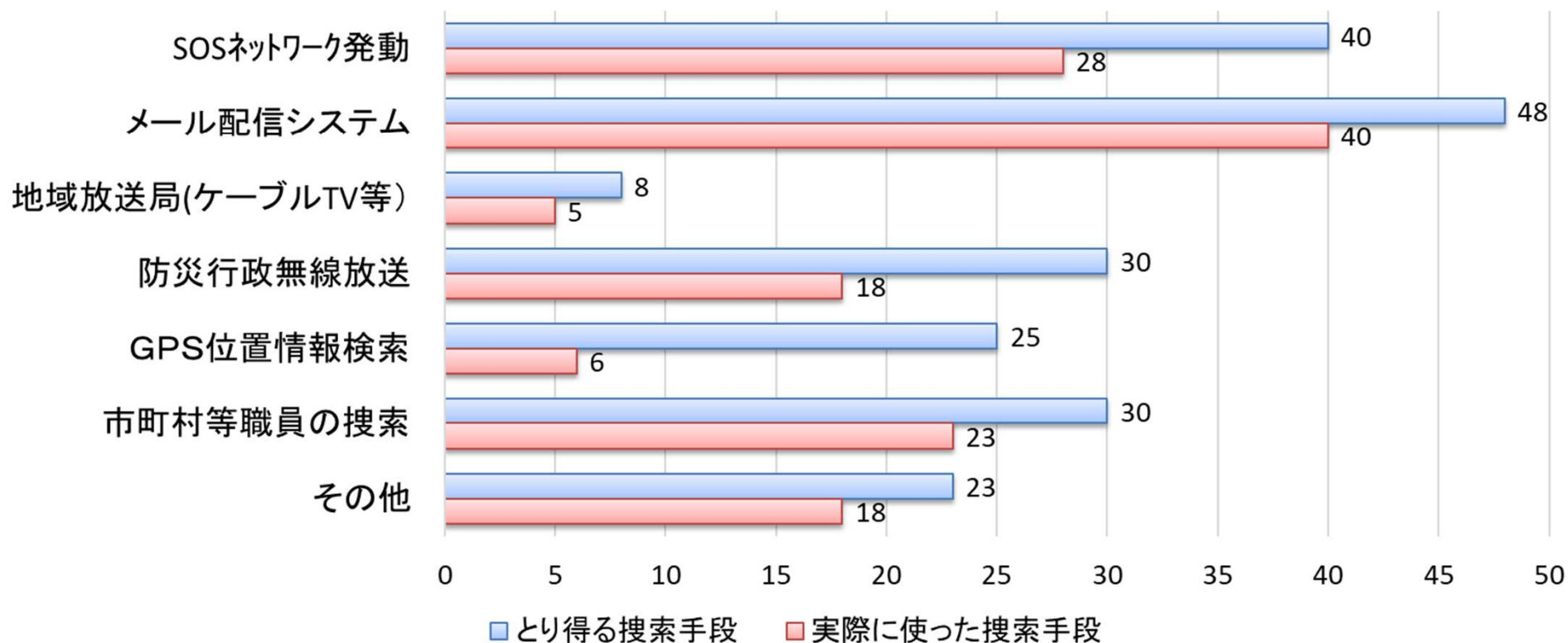
認知症高齢者等行方不明者の搜索手段
(複数回答 N=54市町村)



(参考) 警察署、消防団、民生委員など

実際に使った認知症高齢者等行方不明者の搜索手段

認知症高齢者等行方不明者の搜索手段
(複数回答 N=45市町村)



行方不明になってから届出までの時間

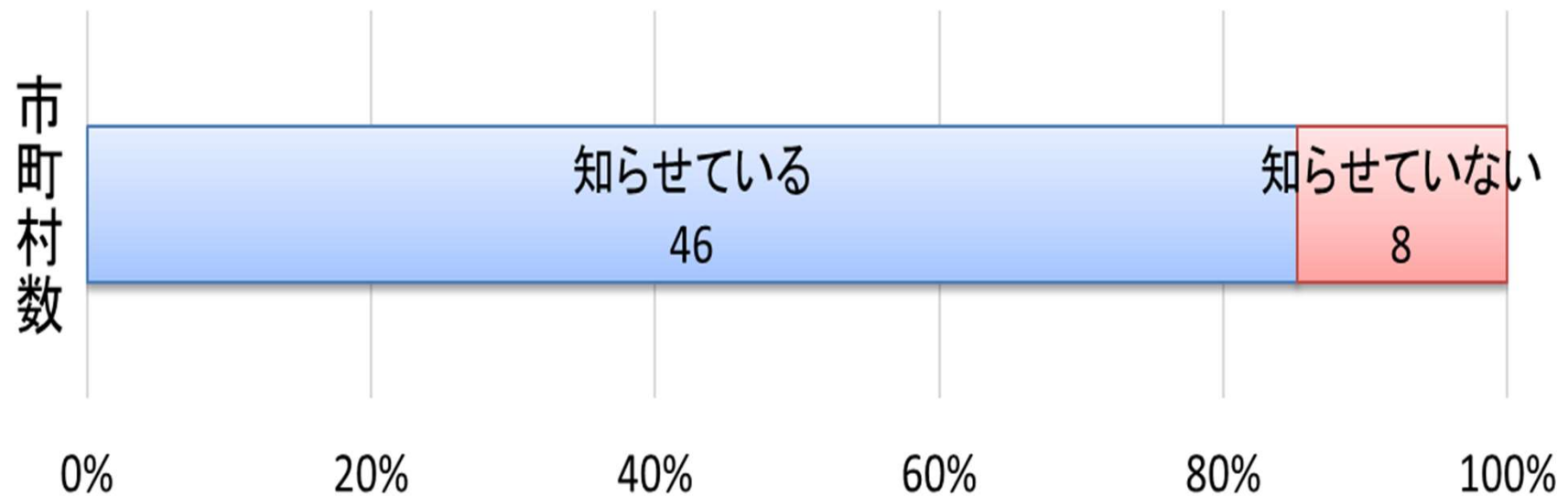
行方不明者数(2022年度)		行方不明から警察等への届出までの時間						延人員 (時間不明 587名除く)
		1時間未満	1～3時間 未満	3～6時間 未満	6～9時間 未満	9～12時間 未満	12時間以上	
計	行方不明高齢者数(発見区域不明39名除く)	15	31	36	10	8	21	121
内訳	市区町村区域内での発見者数	12	21	22	9	4	17	85
		80.0%	67.7%	61.1%	90.0%	50.0%	81.0%	70.2%
	うち、死亡者数	0	0	0	1	0	4	5
	市区町村区域以外での発見者数	3	10	14	1	4	4	36
		20.0%	32.3%	38.9%	10.0%	50.0%	19.0%	29.8%
	うち、死亡者数	0	0	1	0	1	0	2

行方不明になってから発見までの時間

行方不明者数(2022年度)		行方不明から発見までの時間						延人員 (時間不明 490名除く)
		1時間未満	1~3時間 未満	3~6時間 未満	6~9時間 未満	9~12時間 未満	12時間以上	
計	行方不明高齢者数(発見区域不明39名除く)	10	28	33	24	19	104	218
内訳	市区町村区域内での発見者数	9	24	27	15	9	59	143
		90.0%	85.7%	81.8%	62.5%	47.4%	56.7%	65.6%
	うち、死亡者数	0	0	0	0	0	9	9
	市区町村区域以外での発見者数	1	4	6	9	10	45	75
		10.0%	14.3%	18.2%	37.5%	52.6%	43.3%	34.4%
	うち、死亡者数	0	0	0	0	0	3	3

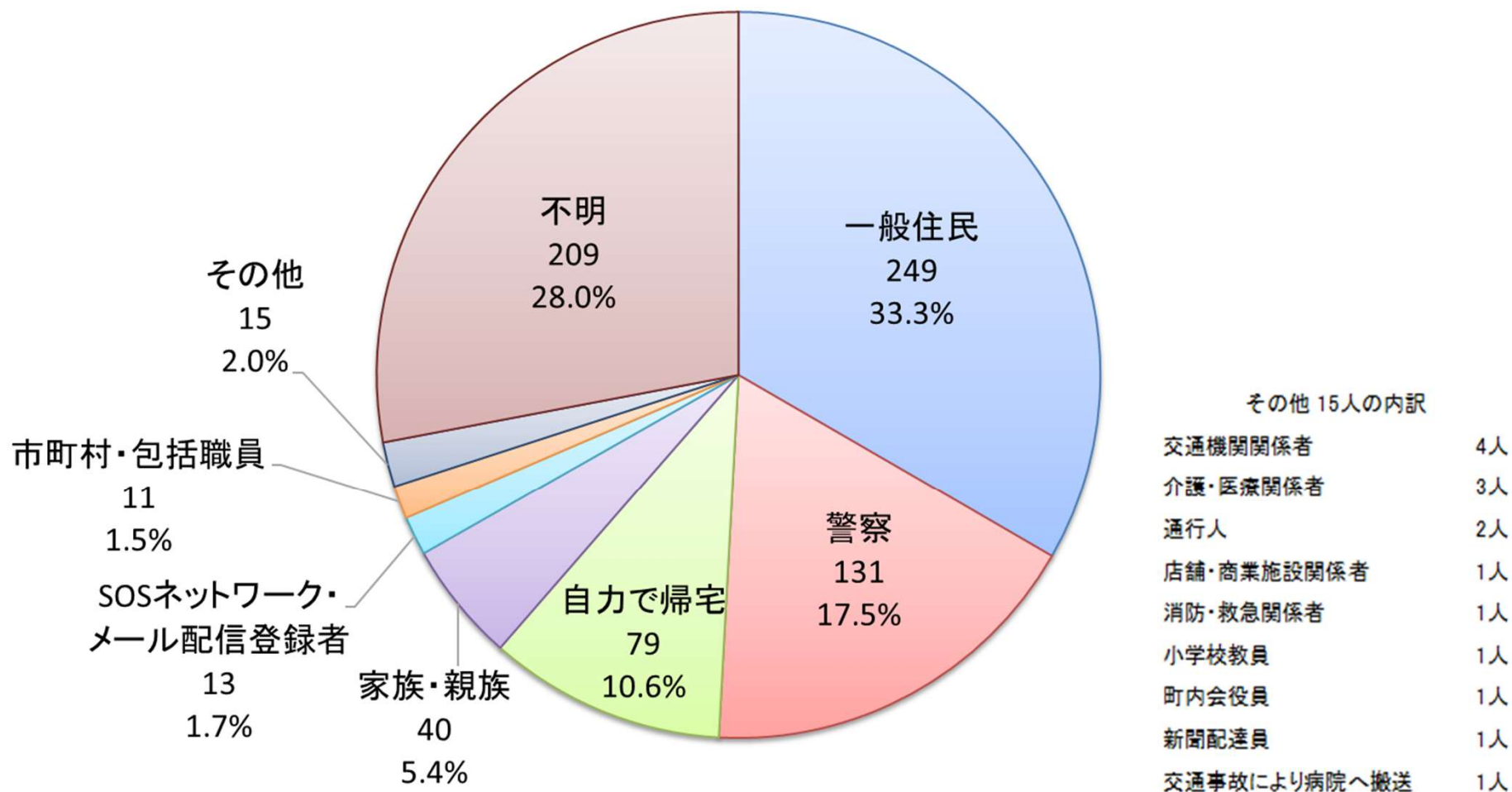
連絡窓口等の住民への周知

連絡窓口の周知
(N=54市町村)



認知症高齢者等行方不明者を発見した者の種別

発見者



認知症の人にやさしい企業サポーターONEアクション研修

認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業、金融機関、公共交通機関等で働く人たちが、業務の特性に応じた認知症への対応を身に付け、日常の業務でさりげなく支援できるようになるために本県が独自に開発した研修。

ONEアクション研修の概要

○対象企業

県内に事業所を有する認知症の人と接する機会のある企業・事業者・団体

○対象者

認知症の人と接する機会の多い職場で働く職員、またはそうした職場の管理職、認知症サポーター養成講座など認知症に関する基礎的な学習を修了した職員

○時間

標準45分

○カリキュラム

- ① インTRODクション（15分）
- ② 身近な事例を用いたグループワーク（27分）
- ③ まとめ（3分）

○講師

企業の研修担当者が「実施のための手引き」を使用して講師を務めることを想定

* 適当な講師がない場合は、地域の専門職（地域包括支援センターなど）に依頼



ステッカーと
ピンバッチを交付

【受講者からの感想】

身近な場面だったから具体的に対応する時のイメージがわいた
お会いしてきたお客様が不安に思っていたことが分かった

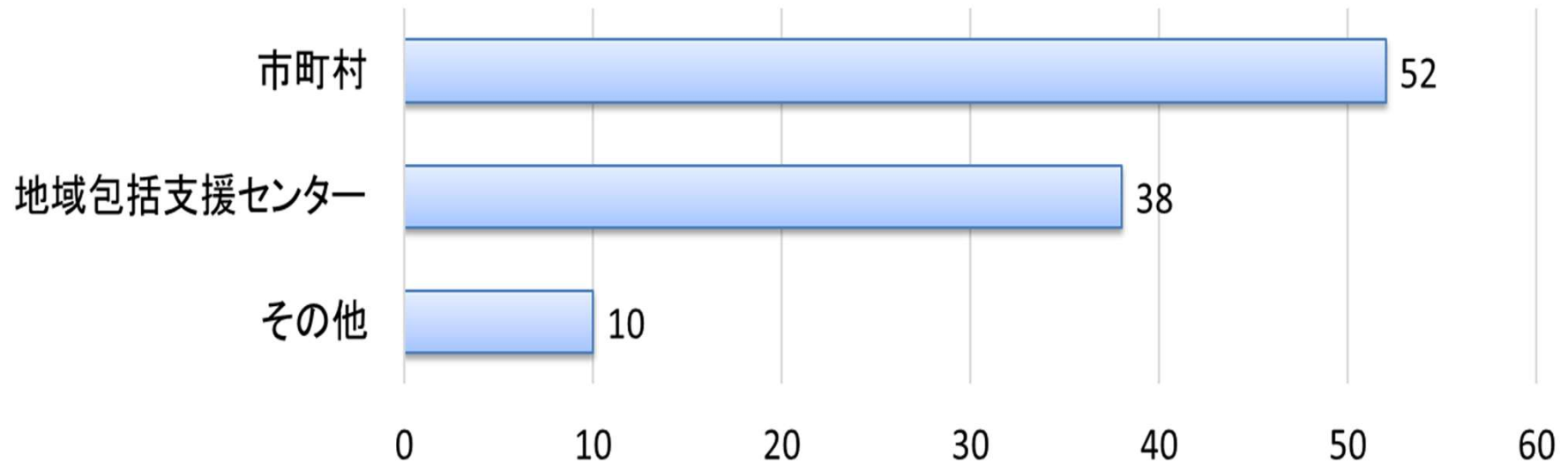
県HPにて、研修教材や、実施の流れ等、ONEアクション研修に関する情報を掲載



<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiihoukatu/oneaction.html>

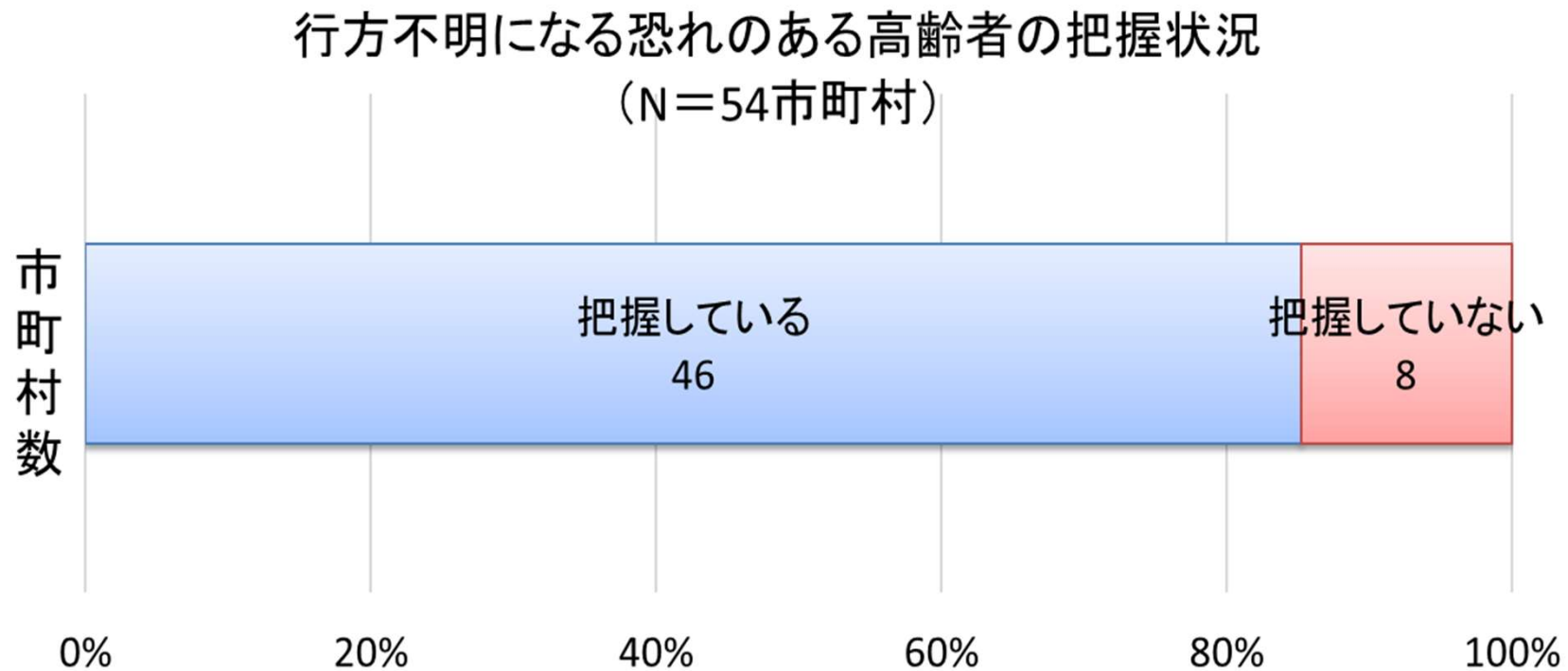
認知症高齢者等の行方不明相談窓口

高齢者の行方不明対策に対する相談窓口
(複数回答 N=54市町村)



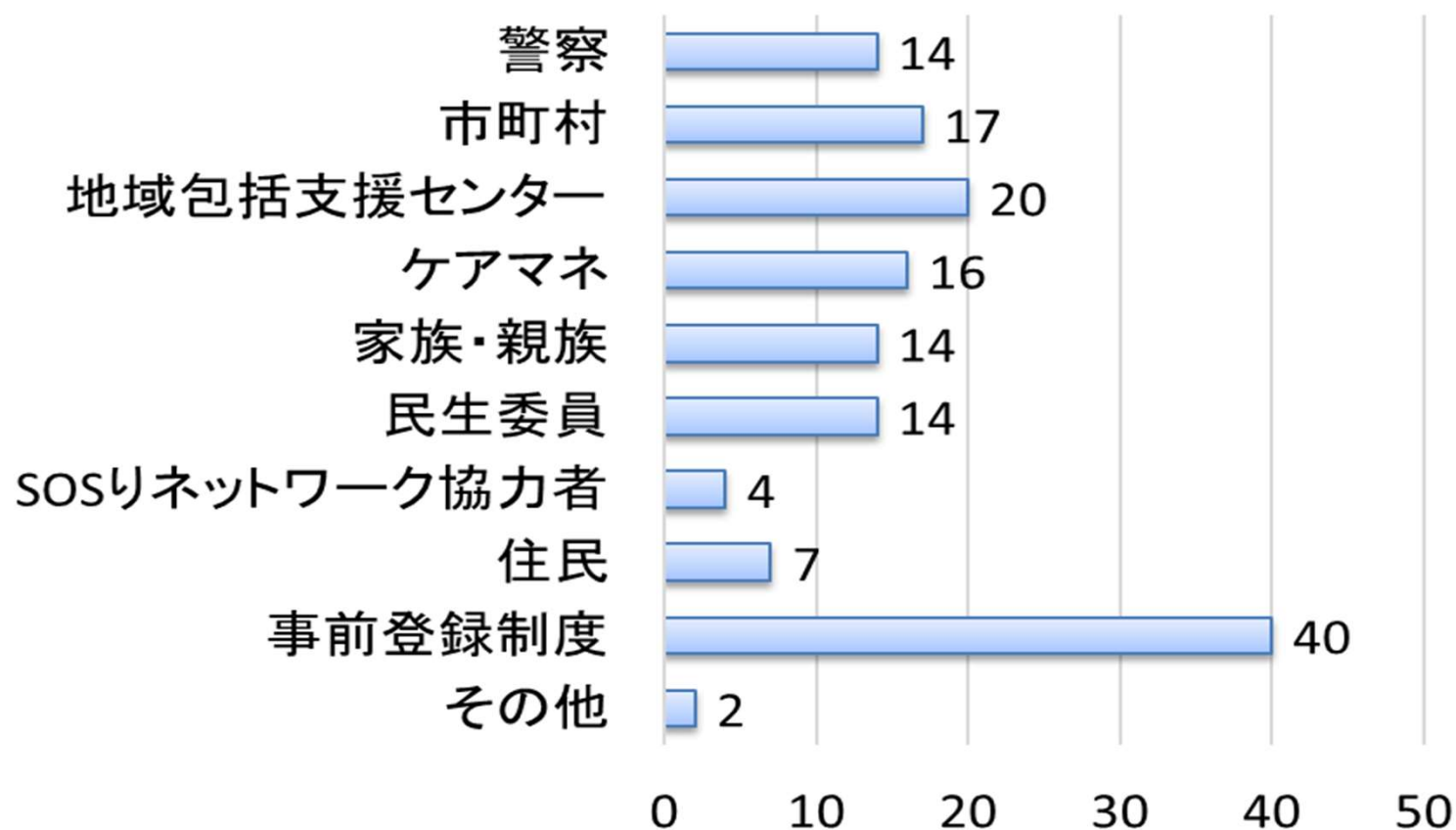
(参考) その他：警察署など

行方不明になる恐れのある認知症高齢者等の把握 (事前登録制度含む)



行方不明になる恐れのある認知症高齢者等の把握方法

行方不明の恐れのある高齢者の把握方法
(複数回答 N=46市町村)



複数回行方不明者について

複数回行方不明者の有無

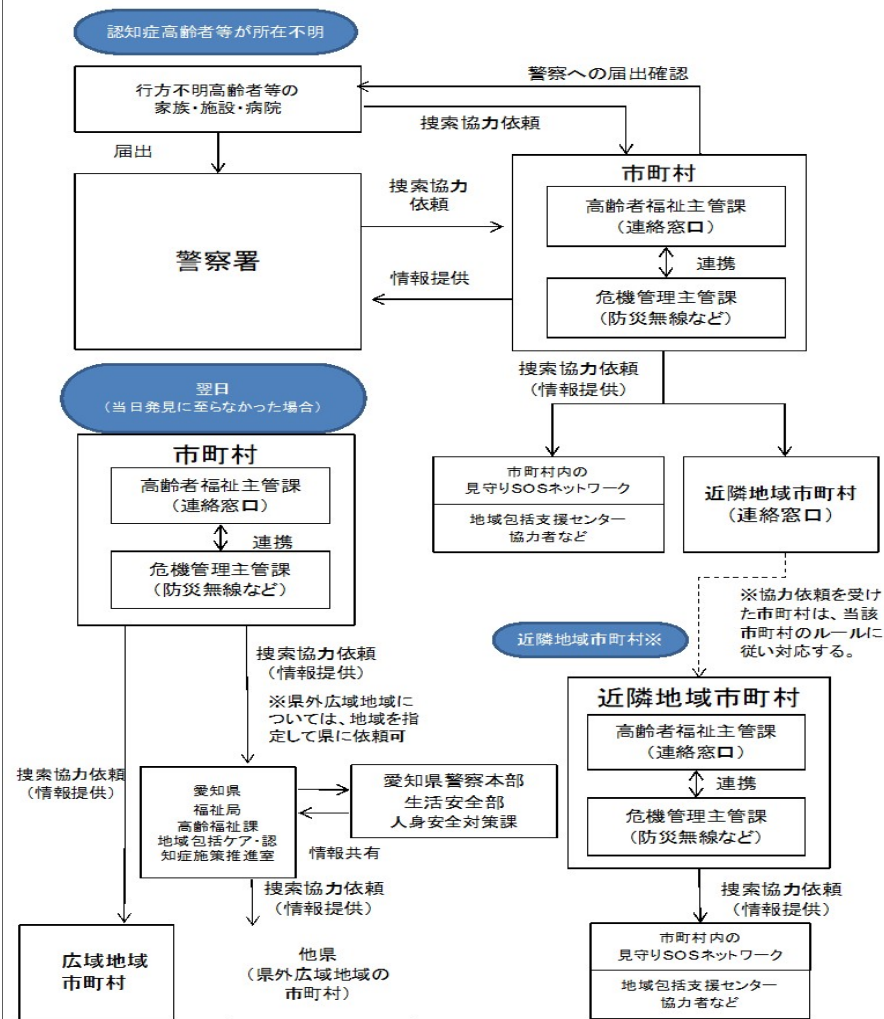
複数回行方不明者 有り	複数回行方不明者数 (実人数)	1人あたり 最大回数
15市町	計50人	6回

複数回行方不明者の対応

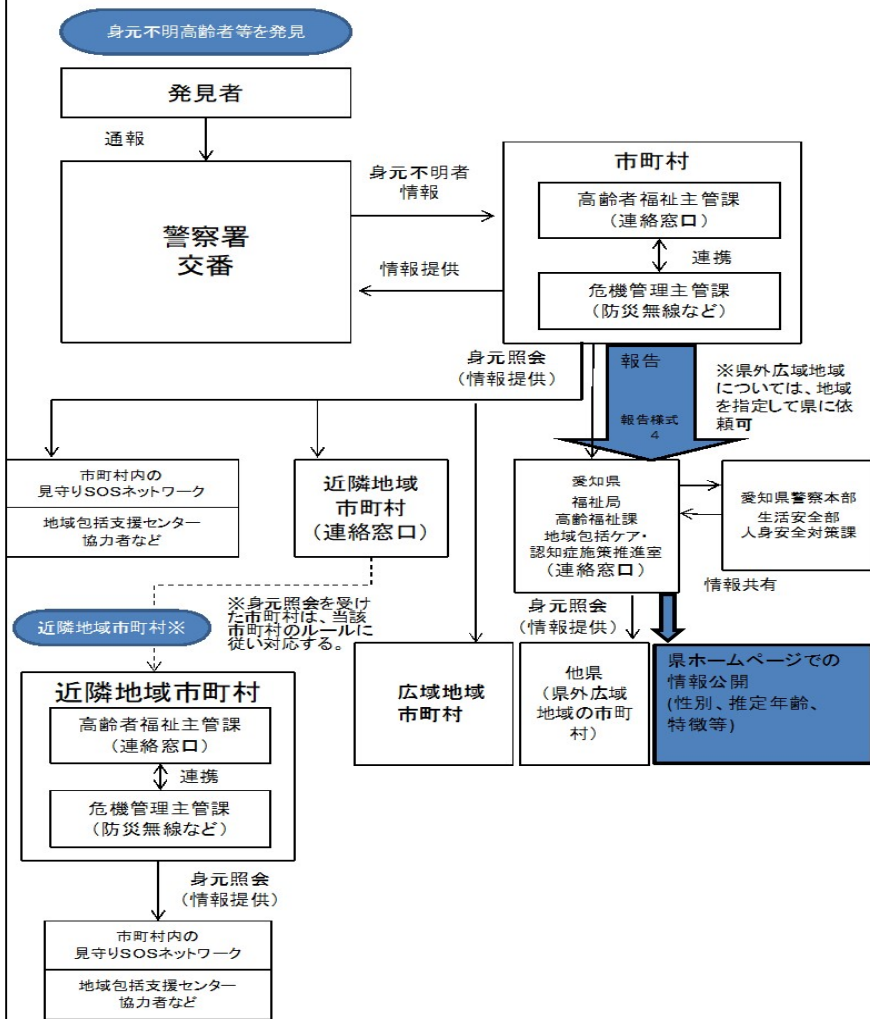
複数回行方不明者への対応を行っている 31市町(57.4%)
対応方法（主なもの） <ul style="list-style-type: none">・ 地域包括支援センター等関係機関との連携、情報共有・ 事前登録制度やGPS等貸与事業等の利用案内

愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者 SOS広域ネットワーク

愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者SOS広域ネットワーク フロー (所在不明の認知症高齢者等発生時)



愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者SOS広域ネットワークフロー (身元不明の認知症高齢者等発見時)



愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者 SOS広域ネットワーク稼動状況

① 他市町村への行方不明者搜索依頼

年度	搜索依頼市町村数	依頼件数	発見件数(自市町村内)				発見件数(他市町村)				区域不明の発見件数		未発見件数	
			生存		死亡		生存		死亡		1件	2.2%	6件	13.3%
			生存	死亡	生存	死亡	生存	死亡						
2022	15	45件	13件	28.9%	6件	13.3%	13件	28.9%	6件	13.3%	1件	2.2%	6件	13.3%

② 他都道府県への行方不明者搜索依頼

年度	搜索依頼市町村数	依頼件数	発見件数(自市町村内)				発見件数(他市町村)				発見件数(他都道府県)		区域不明の発見件数		未発見件数			
			生存		死亡		生存		死亡		生存		死亡		0件	0.0%	3件	30.0%
			生存	死亡	生存	死亡	生存	死亡	生存	死亡								
2022	5	10件	1件	10.0%	3件	30.0%	1件	10.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	2件	20.0%	0件	0.0%	3件	30.0%

③ 他都道府県から愛知県への行方不明者搜索依頼

2022年度 愛知県受理	他都道府県からの 搜索依頼受理件数	解除通知 (2023年7月末現在)
計 (21都道府県)	38件	15件

広域的な取組について

広域連携体制の取組あり 20市町村（37.0%）

（取組例）

- 豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町
 - ・ あいちオレンジネットワークにてメール配信の相互協力
 - ・ 会議での情報交換

- 津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村
 - ・ 七宝病院（認知症疾患医療センター）を拠点とし、メール等の配信の相互協力
 - ・ 認知症疾患医療連携協議会にて情報交換・連携（年1回）

- ホームページで各市町の見守りネットワークの紹介

広域的な取組を進める上での課題（主なもの）

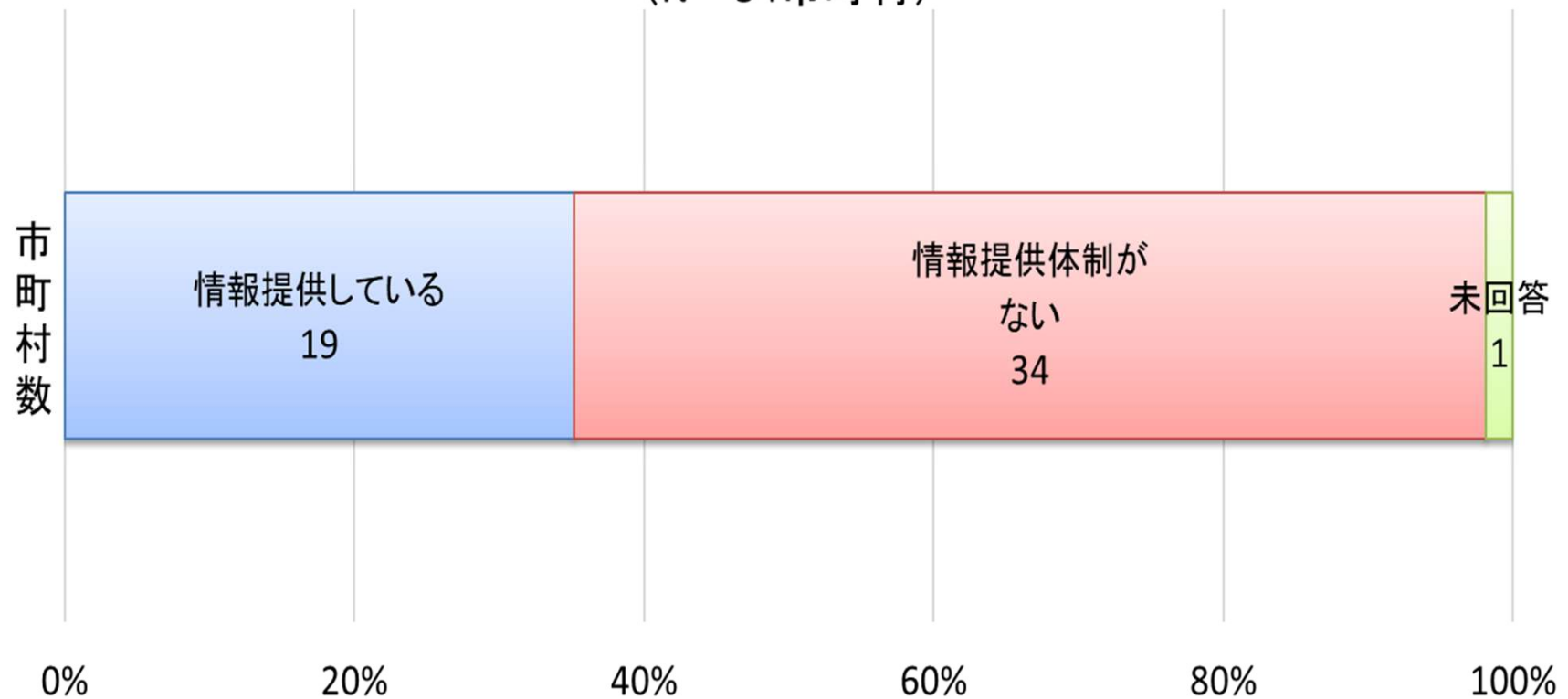
- 関係機関との調整
- 個人情報の取り扱い
- 夜間・時間外への対応
- 市町村によってシステムの導入等取組内容に差がある

認知症高齢者等の行方不明対策の主な課題

独居老人対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居の方が行方不明になったときの把握ができない。 ・ 相談可能な親族がない。
搜索協力者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り協力員数を増加させること。
発生前対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前登録をしていない行方不明者が多い。
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数回行方不明となる高齢者の対応。
連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村を超えて移動してしまう方の搜索にかかる広域的な連携。
市民啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前登録制度の登録者が付けるステッカー等目印の周知策。市民による発見時、目印になっていない。
発見後対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護した場合や引継ぎ依頼があった場合に、対応できる施設の確保。 ・ 警察が保護したケースですぐに身元が判明しない場合、身柄の引き渡し依頼があるが、休日・夜間に対応できない。 ・ 介護認定していない、地域包括支援センターと関わりがない等初期の認知症の方の身元特定が難しい。

認知症高齢者等の身元不明者の情報提供体制

市町村における認知症高齢者等の身元不明者の情報提供体制
(N=54市町村)



まとめ

- 市町村区域を越えた検索ネットワークも重要です。
- 要介護認定を受けていない者や、要介護度が低い者に重点を置いた行方不明対策が必要と言えます。
- 早く気づき、通報し、検索を開始することについての啓発が重要です。
- 身元不明者の情報について、自治体ホームページへの掲載をお願いします。